

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

審査請求人が令和3年12月20日付けで提起した、青梅市長（以下「実施機関」という。）が同年9月21日付け青総職第●号で行った公文書不存在決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和4年7月7日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和3年9月8日、実施機関に対し、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1項の規定にもとづき、「●●の離職にかかる辞令等一切の関係書類」を対象文書（以下「本件対象文書」という。）とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、令和3年9月21日、本件対象文書は不存在であるとして、公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）をし、公文書不存在通知書（青総職第●号。以下「本件通知書」という。）により審査請求人に通知し、同月22日、審査請求人は本件公開請求にかかる本件処分があったことを知った。
- 3 審査請求人は、令和3年12月20日、本件処分を不服とし、本件審査請求をした。
- 4 実施機関は、令和4年1月13日、本件審査請求について、青総職第●号により、審査会に弁明書（青総職第●号）の写しを添えて諮詢をし

た。

- 5 前記4の諮問を受けた審査会は、令和4年1月21日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。
- 6 前記5の求めを受けた審査請求人は、令和4年3月15日、審査会に反論書を提出了。
- 7 審査会は、令和4年4月5日、本件審査請求にかかる会議を開催し、当該会議において、審査請求人による口頭意見陳述および実施機関による説明が実施され、それらを踏まえた委員による協議が行われた。

#### 審査請求人等の主張の要旨

本件審査請求に関する審査請求人および実施機関の主張の要旨は、別添答申書における「4 審査請求人の主張の要旨」および「5 審査請求に対する実施機関の説明要旨」のとおりである。

#### 裁 決 の 理 由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、別添答申書における「1 審査会の結論」および「6 審査会の判断」と同様である。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月6日

青梅市長 浜 中 啓 一

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。